畜産経営の安定に関する法律及び

独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案の概要

資料2-2

趣旨

(H29, 2, 14)

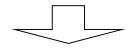
我が国の生乳生産量、飲用牛乳の需要が減少傾向にある中、生乳を需要の増加が見込まれる乳製品に仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図る。

法案の概要

畜産経営の安定に関する法律の一部改正

【現行制度】(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)

都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体(指定団体)の行う受託販売に係る加工原料乳について、独立行政法人農畜産業振興機構は、指定団体に対し、生産者補給交付金を交付する。



【改正後】(畜産経営の安定に関する法律)

- ① 独立行政法人農畜産業振興機構(ALIC)は、生乳受託販売、生乳買取販売を行う事業者又は自ら生産した生乳の乳業者に対する販売等を行う事業者に対し、当該事業者が取り扱う加工原料乳につき、生産者補給交付金又は生産者補給金を交付することができることとする。
- ② 都道府県知事又は農林水産大臣は、一定の地域からの集乳を拒まずに行う事業者を指定し、ALICは、当該事業者に対し、その集送乳に要する経費を補助することができることとする。
- ③ ALICは、指定乳製品等の輸入及びALIC以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うことができることとする。

等

独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

〇 生産者補給金等の交付及び指定乳製品等の輸入の業務を追加。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止